

平成30年6月28日

国土交通省中部地方整備局

不当要求防止対策に向け、更なる連携を強化

(中部地整、警察、弁護士会及び暴追センターの対策連絡会)

中部地方整備局は、各県の警察本部・弁護士会・暴力追放センターと連携し、各県において「不当要求防止対策連絡会」を組織して、公共用地の取得業務における不当要求防止対策を講じています。

このたび、更なる職員の安全と国土交通行政の適正な執行を確保するため、対象業務の範囲を中部地方整備局の事務・業務全般に拡大します。

(これまでの取り組み)

国土交通省中部地方整備局では、公共用地の取得業務を遂行する中で、不当な要求を受けることもあるため、中部地方整備局管内各県の警察本部・弁護士会・暴力追放センター（一部は県民会議）と「不当要求防止対策連絡会」を組織し、不当要求防止のための密接な連携を図っています。

不当要求の対応は、担当者を孤立させず組織全体で対応すること及び迅速に対応することが重要です。

このため、不当要求があった場合には、本連絡会を活用し、即座に各県警察本部と情報の共有化を図ると共に適切な指導を仰ぐほか、弁護士会に法律的知見の教示や対応支援を依頼できる体制を整えています。

(今回の取り組み)

今般、不当要求事案は、所管業務全般において発生することが考えられることから、本連絡会が取扱う業務範囲について、工事施工や管理業務などを含めた中部地方整備局の事務・事業全般に拡大し、更なる連携を図ることとしました。

この対象範囲の拡大については、6月18日までに実施された各県の「不当要求防止対策連絡会」の場において中部地方整備局から提案し、連携する各組織から同意を得ました。

1. 配布先 中部地方整備局記者クラブ
2. 問い合わせ先 中部地方整備局 総務部 総務課長 寺島 士朗
TEL 052-953-8119 (内線: 2351)
" 港湾空港部 港政課長 臼井 衛
TEL 052-209-6310 (直通)
" 用地部 建設専門官 伊藤 裕規
TEL 052-953-8109 (内線: 4717)

以上